

## エゾシカ被害防止対策事業実施要領

### 第1 事業の目的

近年、本町では野生エゾシカによる農作物被害が急増し、地域の農業者においてその被害防止が重要な課題となっている。このため、被害を抑制する処置として、野生エゾシカの個体駆除及びほ場への侵入防止対策を講じ、農作物被害を最小限に止めることを目的とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 エゾシカ個体駆除事業

エゾシカによる農作物の食害が拡大していることから、被害を抑制する措置として、エゾシカの個体駆除を実施する。

エゾシカ個体駆除に関する事業主体は、とまこまい広域農業協同組合とし、事業主体が委託した北海道猟友会苫小牧支部厚真部会のハンターが有害鳥獣特別許可期間中（可猟期間除く）に駆除した実績に基づき厚真町（以下「町」という。）が事業主体に補助する。

町は、ハンター保険の補助として、駆除活動に協力するハンターが加入する任意保険に対して保険料を補助する。

#### 2 エゾシカ侵入防止対策事業

被害多発区域の地域的な取り組みを原則として、被害を受けている農業者等が連携し、その区域で最も効果的な方法で防シカ柵を設置して野生エゾシカのほ場侵入を防止する事業とする。

##### 採択基準

対象者 原則として、概ね3戸以上の集団を対象とする。ただし、被害状況によってはこの限りではない。

受益面積 原則として、概ね5ha以上の農地を対象とする。ただし、離れ地で隣接する他の農地がない場合には、この限りではない。

対象作物 農作物全般を対象とする。

##### 補助対象とするほ場侵入防止施設等

原則として、金網フェンスを対象とする。

#### 3 集落支援対策事業

ここ数年間エゾシカの生息数が急増、それに伴い土地利用型の農作物の被害が拡大し、農家経済は極めて深刻な状況となっている。この状況が継続すると集落の存続も危うくなるため、集落内の農地を金網フェンスで囲み、農作物被害を軽減するため集落ぐるみで実施する事業を支援することを目的とする。

##### 採択基準

対象者 事業実施主体は、農業者が組織する概ね集落単位の生産組織とする。

受益面積 補助対象の受益面積は原則として、集落全域の農地とする。但し、沢地帯や隣接する農地がない場合は、この限りではない。

##### 補助対象とするほ場侵入防止施設等

原則として、金網フェンスを対象とする。

#### 4 町長の特認事業

町長は、エゾシカ被害防止対策事業の推進を図る上で、特に必要と認めた事業

を実施することができる。

### 第3 事業実施期間 平成22年度～平成24年度（3年間）

#### 第4 助成

町は、毎年度、予算の範囲内において第2に掲げる事業を行う者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

##### 1 助成の内容

###### エゾシカ个体駆除事業

エゾシカ个体駆除は、事業実施主体に対し駆除確認後に、1頭当たり3,000円を定額補助する。

ハンター保険に対する補助は、1人当たり3,000円以内とする。

###### エゾシカ侵入防止対策事業

補助対象経費及び補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
ほ場侵入防止施設の設置に要する資材購入経費。 但し、ha当たりの補助対象経費は120千円を上限とする。	1 / 2 以内

###### 集落支援対策事業

補助対象経費及び補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
ほ場侵入防止施設の設置に要する資材購入経費及び重機使用料。 但し、重機使用料は事業費の10%以内を上限とする。	1 / 2 以内

###### 町長の特認事業

補助対象経費及び補助率等は、町長が別途定めるものとする。

##### 2 補助金の交付申請

規則第6条の規定に基づく補助金の交付申請は、補助金等交付申請書に个体駆除については別記第1号様式、ハンター保険については領収書、侵入防止対策については別記第2号様式の事業実施計画書を添えて行うものとする。

##### 3 事業計画の変更

事業実施主体は、前項の補助金について交付の決定を受けた後、次に掲げる重要な変更（中止又は廃止を含む。）が生じた場合は、規則第9条に基づく補助金等変更承認申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

###### 事業実施主体の変更

###### 補助対象施設等の変更

補助対象経費の20%以上の増減

##### 4 実績報告等

事業実施主体は、補助事業が完了した場合は、速やかに規則第13条に基づく補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

#### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成22年4月1日から施行する。